

令和3年第3回八峰町議会臨時会会議録

令和3年7月8日（木曜日）

議事日程第1号

令和3年7月8日（木曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第68号 八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平	福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和
農林振興課副課長	堀内 和人		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

これより令和3年第3回八峰町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、1番水木壽保君、2番山本優人君、3番奈良聡子さんの3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので朗読は省略させていただきます。

森田町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 皆様おはようございます。

本日、令和3年第3回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に当たり、64歳以下の町民に対する新型コロナウイルスワクチン接種の予約状況と、本臨時会を招集した経緯についてご説明いたします。

はじめに、「新型コロナウイルスワクチン接種の予約状況」について申し上げます。

64歳以下の町民に対する新型コロナウイルスワクチン接種については、6月21日から段階的に接種券の郵送を開始しており、それに合わせて接種予約を7月1日からコールセンターでの電話受付のほか、ウェブによる受付システムの運用を開始しております。

全戸配布のチラシ等により、接種を希望する全ての方々が接種を受けることができる十分な量のワクチンを確保できていることを周知していることもあり、初日から大きな混乱もなく順調に推移しています。

7月5日現在の受付状況は、峰栄館での集団接種が221人、町営診療所での個別接種が116人、合わせて337人となっています。

次に、本臨時会を招集した経緯についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における介護保険料の減免の特例については、介護保険法施行令により令和2年度までとされていましたが、本年3月の施行令の改正により、特例の適用期間が令和3年度まで延長されました。

介護保険料の賦課は、毎年度7月に行われるため、7月中に条例改正が必要と判断したものであります。

それでは、今議会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第68号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、令和2年度までとなっていた新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例期間を令和3年度まで延長するため、条例改正しようとするものであります。

以上、今議会臨時会の議案は1件であります。

詳細については、議案提案の際に説明させますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（門脇直樹君） 日程第4、議案第68号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 議案第68号についてご説明させていただきます。

議案書の1ページ目でございます。

議案第68号、八峰町介護保険条例の一部を改正する条例制定について。

八峰町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和3年7月8日提出

八峰町長 森 田 新一郎

提案の理由、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した介護保険第1号被保険者等に係る介護保険料の減免措置に対して、国による財政支援措置が本年度も

行われることに伴い、本条例の所要の改正が必要になるため提案するものであります。

次のページをご覧ください。

条例の改正文でございます。

八峰町介護保険条例の一部を次のように改正する。

附則第12項中「及び令和2年度分」を「、令和2年度分及び令和3年度分」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同項第1号中「（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に規定する感染症」に改め、「世帯の生計を主として維持する者」の次に「（以下「主たる生計維持者」という。）」を加え、同項第2号中「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者」を「主たる生計維持者」に改め、「給与収入」の次に「（以下この号において「事業収入等」という。）」を加え、「見込まれること」を削り、同号に次のように加える。

ア 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 主たる生計維持者の合計所得金額（令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。）のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が200万円以下であること。

附則。施行期日等、1、この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第12項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

経過措置、2、令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の附則第12項の規定の適用については、同項第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

説明は以上です。議員の皆様には、後ほど提出資料の新旧対照表にて訂正箇所についてお目通しいただきたく存じます。

なお、今回の臨時議会につきましては、先の6月定例会にて可決されました国民健康保険税の一部改正する条例において、昨年度より適用されている新型コロナウイルス感

感染症の影響による減免について期間延長を行ったことに対し、併せて介護保険条例についても改正する必要があったわけですが、失念してしまったことによりこのような事態に至った次第でございます。ここにお詫びして、以後このようなことのないようにいたします。大変申し訳ございませんでした。

今後の対策としましては、条例改正の担当部局である総務課や関連する条例のある税務会計課等と連携体制を構築し、例規等の改正作業に取り組む所存でございますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（門脇直樹君） 休憩いたします。

午前10時11分 休 憩

.....
午前10時11分 再 開

○議長（門脇直樹君） 休憩前に引き続き再開いたします。

これより議案第68号について質疑を行います。質疑ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） この申請ですけれども、今まで介護保険の減免についての申請はどのくらいあったんでしょうか。で、これからどのような人たちを減免するか、対象となる人たちについてはどういう人たちが対象になるか、その見込みとかもしありましたら教えてください。

○議長（門脇直樹君） ただいまの7番議員の質問に対し、答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 質問の前に、先ほどの説明文の中での改正分、イについての「所得以外の前年の所得の合計金額が200万以下であること。」という説明を「400万」に訂正させていただきます。

続いて、見上議員のご質問にお答えいたします。

このたびの減免につきましては、あくまでも新型コロナウイルス感染症の影響によって、要は主たる生計維持者が失業その他事業を畳む、もしくは会社が倒産したなどによって収入が減ったことによって対象となるものですので、昨年度改正された法律でございますが、令和元年度、令和2年度につきましても、申請に至った件数はございません。で、令和3年度自体につきましても、現段階ではそういった状況に見込まれる人はいない状況でございます。

で、2つ目の質問のどのような人ということにつきましても、今申し上げたとおり、要は主たる生計の維持者がコロナ禍において大幅な減収、失業等、事業の廃業等、追い込まれた状況になった場合の申請という形になります。

回答は以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（門脇直樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和3年第3回八峰町議会臨時会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時15分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 門 脇 直 樹

同 署名議員 1 番 水 木 壽 保

同 署名議員 2 番 山 本 優 人

同 署名議員 3 番 奈 良 聡 子